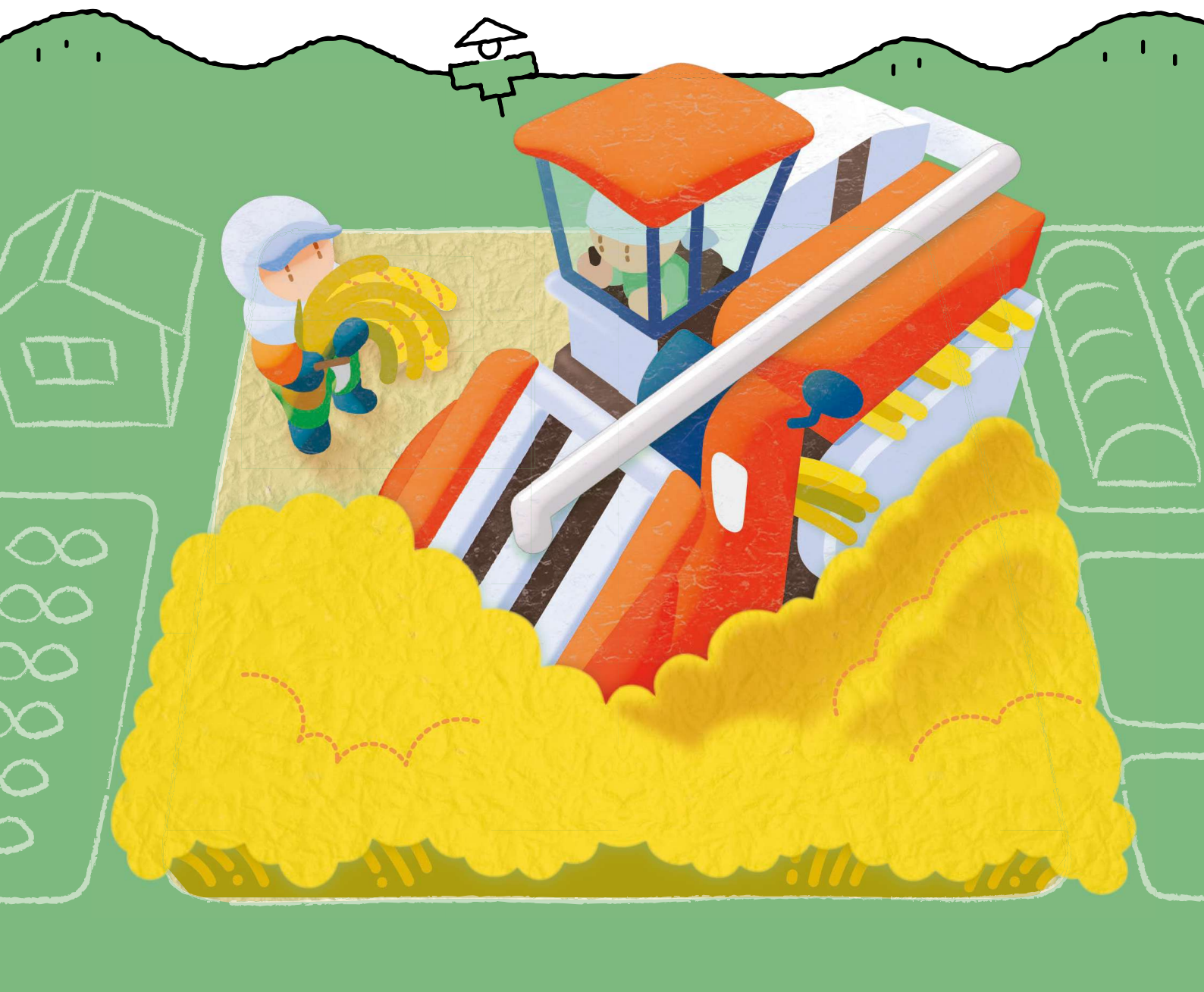


大切な農機具をしっかりサポート

農機具共済



稼働中から自然災害まで ワイドに補償



農機具共済は皆様の農家経営にとって大切な農業機械が思いがけない不慮の事故によって被る修理・復旧費用を補填します。また格納中の火災などによる農機具の消失、自然災害も補償の対象となりますので、安心して農業経営・農作業を継続していただくことができます。もしもの時のためにも農機具共済への加入をお勧めします。

\ お勧めのポイント /

- 購入して年月(期間)が経過した農機具でも新品を購入していれば新価で補償します。
- 事故が無ければ掛金は安くなります。
- 中古で購入した農機具も加入できます。(付保割合条件付実損填補特約)

対象となる事故(共済事故)

稼働中の事故

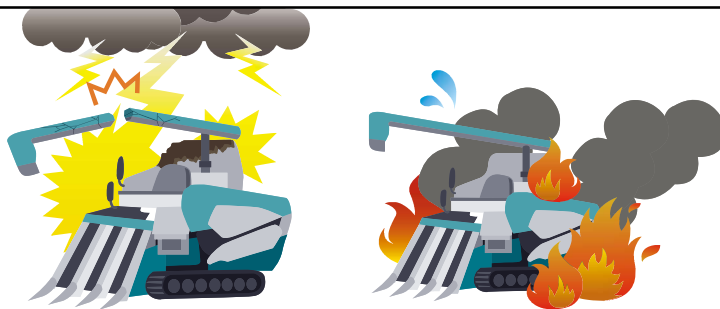
(共済掛金の割増対象事故)

衝突、接触、墜落、転覆、
異物の巻き込み、
その他これらに類する稼働中の事故



火災などの事故

火災、落雷、物体の落下・飛来、
破裂・爆発、鳥獣害、
盗難による盗取・き損、
第三者行為による不可抗力のき損
(警察への被害届けが必要です)



自然災害の事故

台風、洪水、暴風雨、高潮、
土砂崩れ、
その他これらに類する自然災害
(地震、噴火、津波による損害は除きます)



加入資格者

- 農機具を所有して農業に従事する方がご加入できます。

加入できる農機具や作業機

- ご加入される方が所有または管理される農機具が対象です。

乗用
トラクタ



自脱型
コンバイン



田植機



耕うん整地用機具	栽培管理用機具	収穫調整用機具	農産加工用機具	畜産用機具
・乗用トラクタ ・動力耕うん機 ・耕土造成改良用機具 ・中耕除草機 ・ロータリー ・プラウ ・すき ・ハロー ・砕土機 ・均平機 ・うねたて機 ・みぞさらえ機 ・フレールモア※	・田植機 ・移植機 ・施肥播種機 ・播種機 ・施肥機 ・管理機 ・あぜ塗り機 ・マルチャー ・乗用草刈機 ・かんがい排水用機具	・自脱型コンバイン ・普通コンバイン ・稲麦刈取機(バインダー) ・たばこ収穫機 ・掘取機・カッター ・野菜洗浄機 ・農用高所作業機 ・茶摘採機 ・茶刈込機 ・脱穀機 ・もみすり機 ・米選機・包装機 ・低温貯蔵庫 ・精米(麦)機 ・乾燥機 ・野菜収穫機※ ・米色彩選別機※	・蒸茶製造設備 ・再生茶設備	・糞尿散布機 ・搾乳機(ミルカー) ・牛乳冷却機(バルククーラー) ・糞尿乾燥機 ・ヘーモア ・ヘーベラー ・自走式フォーレージハーベスター ・自走式ヘーベラー ・カッター(飼料さい断機) ・自動飼料かくはん機 ・WCS収穫機※ ・ロールベラー※ ・ラッピングマシン※
			運搬用機具	
			・動力運搬車 ・フロントローダー ・トレーラ ・モノレール ・穀類搬送コンテナ	
			原動機	
			・モーター ・ガソリンエンジン ・石油エンジン ・ディーゼルエンジン	
	防除用機具			
	・スピードスプレーヤ ・動力噴霧機 ・動力散粉機 ・ミスト機 ・ブームスプレーヤ※			

(注) 営業用・販売用・試験用・研究用のものや災害発生のある恐れのある建物に格納されているものはご加入できません。
また、上記一覧に記載のない農機具はご加入できません。

※ 新規追加機種となります。

■ 附属作業機(自走式を除く)の取り扱いについて

上記の加入できる機種のうち、**赤字の農機具は附属作業機です**。附属作業機とは、トラクタや管理機などの農機具に接続して使用する機械を指します。ただし、トラクタ等に接続せずに使用する機械は単独引受できます。トラクタ等に接続する附属作業機は、**接続する農機具本体の加入が必要**となります。もし、未加入の農機具本体に接続し、事故が発生しても補償の対象になりません。

■ オプション品の取り扱いについて

トラクタに取り付ける畦際ディスクなどの**オプション品**は、**購入価格を共済金額に上乗せし、加入申込書に明記が必要**となります。責任開始後に購入し、取り付けられた場合は速やかにご連絡ください。

共済責任期間(補償期間)

- 「掛金が払い込まれた日の午後4時」もしくは加入申込書に記載された責任開始日から**1年間**です。ただし、共済責任期間の始期を統一するため、必要があるときは、一年未満の短期加入とすることができます。

共済金額(加入金額)

- 新調達価額の範囲内で農機具1台ごとに、**3,000万円**までご加入できます。

○新調達価額とは、加入される農機具と同一の機種・同銘柄・同性能の新品農機具の現在の市場価格です。

※新品購入時の値引きは含みません。

共済掛金

- 『無事故割引・有事故割増』制度が適用されます。

○新規加入は機種、耐用年数に関係なく一律で、基本等級・17等級の対万40円からスタートします。

○責任期間中の共済金支払回数に応じて次回更改時に等級変更(支払1回ごとに1等級割増)

○割引・割増等級は、加入農機具1台ごとに適用します。

共済金額100万円の場合の等級別掛金表

掛金対万(円)

等 級	割増等級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
共済掛金	68,000	40,000	30,000	20,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000

等 級	割増等級						基本等級	割引等級		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
共済掛金	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,200	4,000	3,950	3,900	3,850

等 級	割引等級								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
共済掛金	3,800	3,750	3,700	3,650	3,600	3,550	3,500	3,450	3,400

割引となる場合

○過去2年間連続して割増対象事故がない場合、翌年掛金が割引になります。

割増となる場合

○共済責任期間中に共済事故が発生し、**共済金を支払った場合**、翌年掛金が**割増**になります。

○共済責任期間中に、3回以上、**等級据置事故が発生し、支払った場合は**、翌年掛金が**割増**になります。

割増対象事故

○衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、その他これらに類する稼働中の事故。

等級適用例(共済金額100万円の場合)

掛金対万(円)

等 級 \ 年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
14等級			6,000	6,000				
15等級		5,000			5,000			
16等級						4,200		
17等級 (基本等級)	4,000						4,000	
18等級								3,950
事故状況	★事故 2回支払	★事故 1回支払	無事故					

農機具を入れ替えた場合

- 買い替え等により農機具を入れ替えた場合でも以前の等級を引き継ぎます。ただし、**新しい農機具を取得した日から14日以内に通知がない場合は、基本等級に戻ります。**(割引等級の場合のみ)

以前加入していた農機具を再加入する場合

- 継続加入ができなくなった場合でも「割増等級」は3年間引き継がれ、再加入時に適用されます。
3年を過ぎて加入する場合は「基本等級」からの適用となります。

共済金のお支払い

● 共済金の計算式

$$\text{共済金} = (\text{損害額}^{\text{※1}} - \text{免責額}^{\text{※2}}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

※1 損害額とは、共済事故により受けた損害の復旧に必要な額となります。損害額が新調達価額の5%または1万円のいずれか少ない額に満たない損害は対象外となります。

※2 免責額とは、事故の内容や損害箇所により、免責基準(裏面「免責基準一覧表」)が適用となり、損害額から減額する金額です。

共済金のお支払い例

加入状況によって支払い額が変わります。



コンバイン

新調達価額

300万円の
場合

加入状況	Aさん	Bさん	Cさん
	加入なし	[共済金額] 150万円 [掛金] 6,000円	[共済金額] 300万円 [掛金] 12,000円
コンバインが圃場脇の水路に墜落し、グレンタンクなどに損害を受けた場合 損害額100万円			
共済金	自費で修理	50万円 新品価格に対して加入が半分のため支払いも半額となります。	100万円 満額加入しているので共済金で修理することができました。
自己負担額	100万円 	50万円 	0円

● 農機具の共済金額と新調達価額の割合(加入割合)により、1回の事故ごとに共済金を計算します。

○同一責任期間中は、共済金を何度お支払いしても、共済金額は減額しません。

ただし、同一責任期間中にお支払いする共済金の合計額は、共済金額が限度となります。

● 共済金は、損害額または共済金額のいずれか低い額が限度となります。

○損害額は、修理工場などで「共済事故」による損害箇所を復旧するための必要最低限の修理費用を参考に査定します。

● 修理に要する工賃を1時間当たり**7,000円**(税別)、運送費は**4,000円**(税別)が上限です。

※令和8年4月1日以降発生事故について適用します。

復旧義務

● 共済事故により損害を受けた場合、必ず復旧していただくことになります。

《ご注意》もし、1年以内に復旧されないときは「時価損害額」を基準にお支払いすることになります。

加入内容に変更がある場合

責任期間の途中に、農機具を買い替えたり譲渡・相続などされる場合は、直ちに **NOSAI** までご連絡願います。この連絡を怠ったときは、共済金を支払えなくなったり、契約を解除する場合があります。

付保割合条件付実損填補特約

◎中古で購入された農機具は、この特約を付帯することによりご加入いただけます。

共済金額

- 新調達価額に対しての**加入割合(約定割合)**を選択していただき、農機具1台ごとに、**3,000万円**までご加入できます。

○中古農機具の共済金額は、中古購入価額または時価額のいずれか低い額が加入の限度となります。

加入例

3年間使用された新調達価額200万円のトラクタを100万円で購入した場合

購入額 100万円

新調達価額 200万円 × 経年減価残存率 61.43% = 1,228,600円
(右表参照)

時価額より購入額の方が低いので、**共済金額は100万円**となります。

経年減価残存率表

経過年数	経年減価残存率(%)
1年未満	100
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年以上	10.00

※万が一共済事故が発生した場合は、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

※整備点検により維持管理がなされている場合、経年減価残存率を50%に留めることができます。

共済掛金

- 選択される約定割合によって共済掛金が変わります。

約定割合の共済掛金率表

(単位%)

約定割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%
共済掛金率	0.433%	0.475%	0.529%	0.598%	0.697%	0.841%	1.075%

※約定割合は30～90%の間で、選択できます。ただし10%刻みの選択となります。

※約定割合とは…共済目的となる農機具について、どの程度補償を付けるかをとり決める契約方式で、その補償額に対する付保の割合をいいます。

掛金例

共済金額100万円(基本等級17等級)の場合の掛金

新調達価額200万円、購入額100万円(共済金額)のトラクタを約定割合50%で加入する場合
共済金額 100万円 × 約定割合50%の掛金率 0.697% = 共済掛金 6,970円

共済金のお支払い

- 共済金の計算式

$$\text{共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

お支払い例

$$\text{損害額 } 50\text{万円} \times \frac{\text{共済金額 } 100\text{万円}}{\text{新調達価額 } 200\text{万円} \times \text{約定割合 } 50\%} = \text{共済金 } 50\text{万円}$$

共済金額を限度に損害額をお支払いします。ただし、加入割合や免責などにより減額されることもあります。

実損填補特約

実際に掛金を算出してみましょう

①購入された農機具の購入額

購入価格
①

 万円

 分からない項目があれば、
職員におたずねください。

②購入された農機具の年式(製造年)

※購入先又は職員におたずねください。

年式
②

 年

③経過年数および経年減価残存率

②からの年数	→	左(5)ページの 経年減価残存率表の率
	年	③ %

※ただし50%未満は
50%に留めることができます。

④時価額

新調達価額(市場価格)	×	経年減価残存率	=	時価額
⑦ 万円		③ %		④ 円

※職員におたずねください。 ※ただし50%未満は
50%に留めることができます。

 ⑤ご加入の目安
(加入の限度額)

購入価格	< >	時価額
① 万円		④ 円

< >いずれか

※ ① か ④ のいずれか低い方の金額

加入限度額
⑤ 万円

⑥加入金額の決定(共済金額)

選択して下さい。

新調達価額	×	約定割合 30%~90%で選択	=	共済金額
⑦ 万円		① %		⑥ 万円

※共済金額は⑥の金額より高くすることは出来ません。

この場合 1年間の掛金

共済金額	×	約定割合の 共済掛金率	=	共済掛金
⑥ 万円				円

 ※①で選択した約定割合が該当する共済掛金率
(左(5)ページの約定割合の共済掛金率表参照)

 ただし、約定割合が60%以上の場合、経年減価残存率が毎年下がります(50%まで)。
そのため、経年減価残存率が50%になるまでは、次回契約更改時に掛金が変わることになります。



Q1 農機具であれば全て加入することができますか？

A 農作業用の機械で、2ページの「加入できる農機具や作業機」に含まれるものであれば加入することができます。

詳しくはお近くの **NOSAI** までお尋ねください。
ただし、以下の①～④にあてはまるものは**加入できません**ので
ご注意ください。

①販売を目的とする農機具

(例) 農機具販売店の試乗農機具など

②試験研究などに使用する農機具

(例) 試験的に一定期間だけ使用し、
その結果を見て購入の諾否を決める場合。
その農機具に試用期間だけ加入することはできません。

③共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される場合

(例) 改造された農機具、すでに損害が発生している農機具など

④安全でない場所に格納してある農機具

(例) 地滑りの発生が明らかである場所、水没の恐れがある場所



Q2 直線作業アシスト機能(搭乗中に自分で操作しなくても自動で直進する機能)の付いたトラクターを購入しました。加入することができますか？

A 加入できます。

ただし、支払対象となるのは操縦者が搭乗した状態で発生した事故に限り、無人状態で稼働中に発生した事故による農機具の損害は支払対象外となります。

Q3 事故が起きたけど、作業を急ぐのですでに直してしまいました。支払い対象になりますか？

A 損害箇所が確認できれば対象になります。

交換した部品が残っており、損害の状態が確認できれば対象とできます。ただし、すでに部品が処分されており損害の箇所と状態が確認できない場合は支払い可能な事故が発生していても支払い対象となりませんので、修理前に必ず **NOSAI** にご連絡ください。

Q4 損害を受けた農機具を修理せず、買い替えた場合でも 支払い対象になりますか？

A 支払い対象になります。
ただし、損害額は「修理した場合の費用」と「買い替えた場合の費用」のどちらか安い方が認定されます。

例)トラクタ(新調達価額300万円)が墜落事故で損害を受け200万円の修理費がかかるといわれた。
しかし、修理を行わず300万円の新しいトラクタを購入した。 ※共済金額300万円
認定損害額は、修理した場合の費用(200万円) < 買い替えた場合の費用(300万円)
よって、共済金は

$$\text{認定損害額 } 200\text{万円} \times \frac{\text{共済金額 } 300\text{万円}}{\text{新調達価額 } 300\text{万円}} = \text{損害共済金 } 200\text{万円} \text{ となります。}$$



Q5 加入者以外の方が農機具損害共済加入のトラクタを運転中に 事故を起こした場合、支払い対象になりますか？

**A 加入者と運転者との関係次第では
対象になります。**

加入者の親族や農業法人の従業員などが事故を起こした場合は支払い対象となります。ただし、それ以外の方で加入者との間に損害賠償請求責任が発生する場合は支払い対象外となります。



Q6 損害があれば、原因がわからなくても、支払い対象になりますか？

A 支払い対象にはなりません。

支払い対象となる事故は1ページに掲載されているものに限られています。いずれかに該当しない場合は、故障及び欠陥、消耗など同様に支払い対象外となります。

また、事故と認定するためには事故の発生日時、罹災場所・地番、事故状況が必要ですので、NOSAIにご連絡の際にお伝えください。



ご注意ください

共済金をお支払いできない損害

■責任期間中に発生した損害であっても、次のような損害には共済金をお支払いできません。

1. 消耗部品にのみ生じた損害
2. 故障によって発生した損害
3. 欠陥、金属疲労、常時こすれによる損耗・磨滅、サビ、その他経年的な自然消耗などが原因による損害
4. 農作業以外の使用目的による損害
5. 点検整備に要する費用
6. 故意もしくは重大な過失または法令違反
7. 凍結による損害
8. 地震などによって生じた損害
9. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変等により発生した損害
10. 損害額が新調達価額の5%または1万円のいずれか少ない額に満たない損害
11. 農機具の性能に影響のない損害

損害額としないもの(支払い対象外の費用)

■代車費用、洗車費用、出張料、部品の運送費、部品の処理料、共済事故以外の修理費用



農機具共済免責基準一覧表

■農機具共済では、共済事故による損害のうち、以下の項目については免責割合により損害額を減額します。

項目区分	免責対象項目及び事項	免責割合
消耗部品 (支払対象としない部品)	オイル / エLEMENT / フィルタ / オイルシール / バッテリー / ヒューズ / プラグ類 / ワイヤ類 / ベアリング及びベアリングユニット類 / 電球類 / 燃料パイプ / ラジエターホース / 油圧ホース / 耕うん爪 / 植付爪 / ギヤ関係 / チェーン関係 / ベルト類 / 引起し爪(タイン) / かき込みホイール / こぎ歯 / 排ワラカッターの刃 / 受網 / 揺動関係(シーブケース) / ファン関係 / 転輪 / ローラ類 / スプロケット / クローラテンションボルト / 保護カバー類 / その他これらに類する消耗部品	100%
損害の額を削減する 不適切な管理・操作等による事故	重大な過失、通常すべき管理及び操作、その他の損害防止を怠った場合	30～100%
	安全操作・点検整備に過失がある場合	30～100%
	部品の脱落・ゆるみによる事故	50%
	損傷部品の腐食・消耗・摩滅・劣化の程度の著しいもの	30・50%
	固定が不適切による積載運送中の事故	50%
損害の額を削減する 共済事故	獣害(家畜による畜産用農機具に生じた損害)	50%
	獣害(上記以外)	30%
	操作誤り又は不完全閉扉によるキャビンのドア及びガラスの事故	30%
	圃場外におけるコンバインのオーガ、ブームスプレーヤーのアームの未収納による事故	30%
損害の額を削減する 部位又は部品	タイヤのパンク及び消耗による破損、田植機の車輪ラグの破損	100%
	共済事故によるタイヤ・チューブの損害【新規購入後(取替後)の経過年数につき10%】	0～70%
	共済事故によるクローラの損害【新規購入後(取替後)の経過年数につき10%】	0～70%
	共済事故によるユニバーサルジョイント(軸継手部分)の損害	70%
	共済事故による刈刃のみの損害	70・100%
事故発生通知の 遅延	事故発生後6カ月以上遅延した場合	10%
	事故発生通知が遅れたことにより、損害箇所等の確認が不可能な場合	100%

※複数項目に該当する場合は、各項目の削減割合を合算した割合をもって損害の額を削減します。

※事故発生通知の遅延について、相当の理由がある場合は、協議の上この基準を適用しない場合があります。



安心のネットワーク

NOSAI お申し込み・ご相談は、各支所へお問い合わせください。

東 部 支 所 ☎0879-43-4121
高 松 支 所 ☎087-888-1146
0120-58-1148

小豆出張所 ☎0879-62-0694
中 讃 支 所 ☎0877-35-7735

三 豊 支 所 ☎0875-25-2482
0120-031-304

香川県農業共済組合 本所 高松市三名町東原5番地6 ☎087-888-2121 FAX 087-888-3031